



大学や高校卒業後に
市内で就業・起業した方へ

奨学金の返還を サポートします



ひと月上限
12,000円

3年間で

最大432,000円

大学や高校等への進学により、小林市を離れた若者のUターン促進と地元での就業率向上を目的として、小林市に在住し就業又は起業した方へ補助金を交付します。補助額や対象者などは次のとおりです。

補助額

ひと月の返還額の4分の3に相当する額（上限12,000円）を36月交付します。

対象者（次の1～8すべてに該当し、就業または起業の要件に該当するもの）

- ①大学及び高校等に進学し、奨学金の貸与を受けている
- ②奨学金の返還期間が5年以上である
- ③この補助金の交付を初めて申請する日現在の年齢が満30歳未満である
- ④市内に居住し、申請する日から5年以上小林市に居住する意思がある
- ⑤この補助金以外に奨学金の返還補助を受けていない
- ⑥奨学金の返納に滞納がなく、その他市税等の滞納がない
- ⑦暴力団関係者でない
- ⑧申請する日が、市内で就業開始後2年を経過していない、または起業して2年経過していない

【就業】正社員として勤務し、申請日から5年以上継続して働く意思がある

【起業】市内で起業し、申請日から5年以上継続して働く意思がある

交付までの流れ(受付期間)

詳しい内容や申請書様式のダウンロードは小林市HPをご覧ください。

交付申請

R7 R8
4月～1月

交付決定

交付決定
通知書が届く

実績報告

R8
3月31日まで

交付確定

交付確定
通知書が届く

入金

振込口座
を確認



お問い合わせ

小林市総合政策部 地方創生課 戦略推進グループ

TEL：0984-23-1148

Mail：k_iyu@city.kobayashi.lg.jp

FAX：0984-23-6650

小林市 奨学金返還

検索